

令和4年5月12日

令和4年度第1回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第1回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の特例措置及び学校給食費の減額対応の変更について

議案第 1 号

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の特例措置
及び学校給食費の減額対応の変更について

1 趣旨

学校給食費の減額について、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の特例措置及び長期欠食者の対応を変更することについて協議するものです。

2 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の特例措置について

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症による出席停止者の学校給食費を、欠食日数の条件を設けずに減額。

年度	出席停止理由	減額費目		減額日数
令和2、3年度	臨時休校の場合のみ	主食	○	臨時休校の日数
		副食	×	
		牛乳	○	
令和4年度から	学級閉鎖	主食	○	学級閉鎖の日数
		副食	○	
		牛乳	○	
	陽性者・濃厚接触者等	主食	○	学級閉鎖日を除いた出席停止日数
		副食	○	
		牛乳	○	

※コロナ不安による欠席者（オンライン学習選択者等）については、出席停止扱いでも、個人都合による欠席のため、連続6日以上欠食となる場合にのみ減額。

(2) 学校の対応について（別紙1フロー図参照）

出席停止者が発生した場合に、次のとおり処理を行う。

ア 学級閉鎖を実施する場合

- ㊦ 担当給食センターにできる限り早めに電話連絡（食材発注の停止等のため）
- ㊧ 学級閉鎖等の欠食人数、及び出席停止者（陽性者等）の欠食日数について「新型コロナに係る学級閉鎖・出席者停止者等報告書」を作成し、学級名簿を添付して担当給食センターに提出（学級名簿は別途提出でも良い。臨時休校・学年閉鎖の場合は名簿の提出不要。）

出席停止者の欠食日数について未確定の場合は、確定後に追加報告。出席停止者が増える場合も追加報告。なお、出席停止者の報告については、欠食終了日後（事後報告）でも良い。

イ 学級閉鎖を実施しない場合

学級閉鎖を実施しなくても、陽性者等、出席停止者がいる場合は、前述①の様式により同様に処理

※ア、イ、いずれも欠食者に係る保護者からの書面による届出は必要ありません。

3 学校給食費の減額対応の変更について

(1) 長期欠食者（減額対象者）の定義

連続して6日（休日を除く。）以上の欠食をした児童生徒及び教職員

(2) 減額金額

欠食日数 × 日額（主食費・牛乳費・副食費）

(3) 変更内容

年度	欠食日数の起算日	備考
令和2、3年度	保護者から欠食（欠席）の連絡を受けた日の4日後から	食材の発注変更が、概ね4日後から可能なため
令和4年度から	保護者から欠食（欠席）の連絡を受けた日から	

⇒ 変更により長期欠食者となる欠食事例の範囲が拡大。

給食センターへの届出日（手続き方法は後述。）に関わらず、連続6日以上欠食をした場合はその初日分から減額

(4) 学校の対応について（別紙2フロー図参照）

ア 児童生徒が複数日の欠席となる場合に、欠食日数を確認（休日及び給食実施日ではない平日（全校欠食日）は日数に含まない。）

イ 連続して6日以上欠食となる場合は、保護者に減額制度を案内。

ウ 保護者が減額を希望しない場合を除き、次のとおり書類の作成等を行う。なお、書類の提出等は、欠食終了日以後（事後報告）でも良い。

⑦ 長期欠食者の氏名、欠食日数等について「学校給食人員異動等報告書」を作成して担当給食センターに提出（欠食終了日が未確定の場合は、終了日未定で報告して後日確定日を報告。）

⑧ 「松本市学校給食停止・解除届」を保護者に配布・回収して担当給食センターに提出

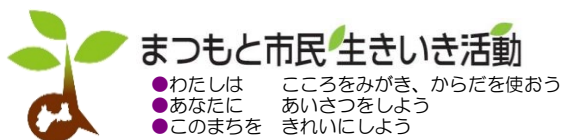
エ 欠食期間に延長がある場合は、「学校給食人員異動等報告書」及び「松本市学校給食停止・解除届」を再提出

オ 「松本市学校給食停止・解除届」に停止終了日が記入されている場合は、解除の届出は不要。停止終了日翌日から給食提供が再開

カ コロナ不安による欠席者（オンライン学習選択者等）については、1の特例措置の対象外になるため、保護者から「松本市学校給食停止・解除届」の提出が必要

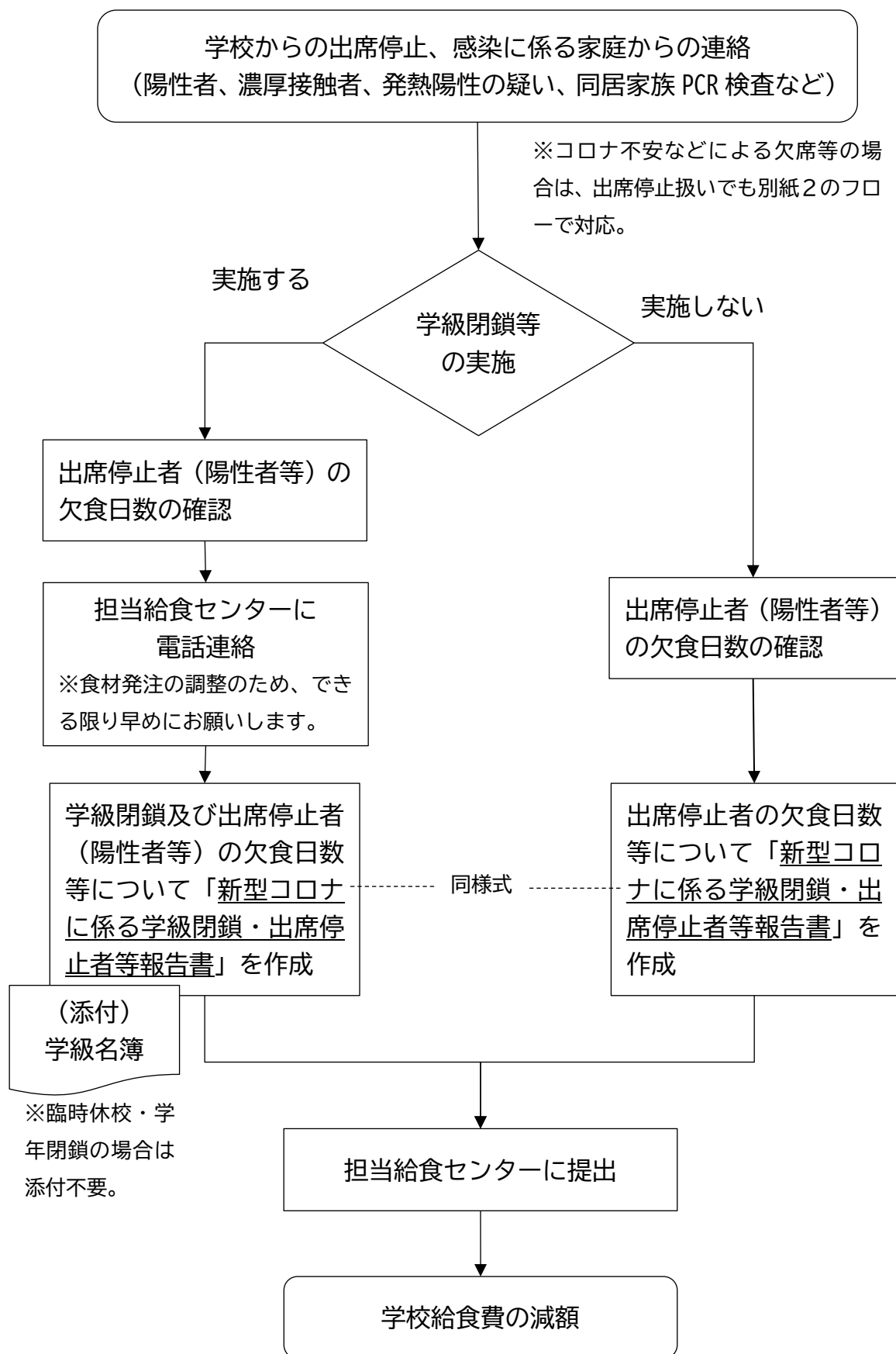
4 保護者への周知（メール配信）

各学校で利用しているメール配信サービス等により、学校から保護者全員に周知します。



担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	45-1120

別紙1 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等への対応フロー図



別紙2 長期欠食者（個人都合）への対応フロー

